

**(参考) 令和2年度財政的援助団体等の監査結果
に基づき取り組んだ状況（「講じた措置」） 個表
(評価の分類付き)**

【出資団体】

○公益財団法人三重県動物管理事務所	1
○公益財団法人三重ボランティア基金	2
○公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会	3
○一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	4
○一般財団法人三重県武道振興会	6
○公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	8

【公の施設管理団体】

○みえ中央市場マネジメント株式会社	10
○株式会社名阪造園	11
○三重県南勢地区管理事業共同体	12
○公益財団法人三重県スポーツ協会	13

【補助金等交付団体】

○株式会社アグリッド	14
○一般社団法人三重県トラック協会	15

令和3年9月

三重県監査委員事務局

- ※ 各個表の意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。
- ※ 各個表の講じた措置の後に□で付した評価の区分は、次のとおりである。

区分	評価事項	評価の内容
A	概ね改善済み	概ね改善を終えたもの
B 1	改善が進んだ	取組の結果、改善が進んだと認められるもの
B 2	改善に向けて取り組んだ	改善に向けて取り組んでいるが、まだ改善が進んでいないと認められるもの、または、改善に向けて検討しているもの
C	検討を予定している	これから改善に向けて検討しようとしているもの
D	取り組んでいない	監査結果に対応していないもの

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県動物管理事務所
-----	-------	-----	------------------

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
現金保管	ア 会計規程に定める手許現金の上限を超える額の現金を金庫内に保管していた。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1)

項目	内容
現金保管	ア 会計規程を適正な内容に改正しました。 会計規程に定める手許に保管できる現金額「1万円以下」を「3万円以下」に令和3年1月1日付で改正しました。 なお、会計規程改正後は適正に行われています。 A

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。
今後も適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。 A

部局名	子ども・福祉部	団体名	公益財団法人三重ボランティア基金			
監査結果及び意見						
(1) 中長期経営計画を策定していない期間があったので、今後は、計画の空白期間が生じないよう、中長期経営計画を策定されたい。						
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
理事会における職務執行状況報告	ア 理事長及び常務理事の自己の職務執行状況の理事会への報告を定款に定める回数行っていなかった。					
理事等の変更登記	イ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。					
所管部局に対する意見						
(3) 中長期経営計画を策定していない期間があったので、今後は、計画の空白期間が生じないよう、指導・助言等を行われたい。						
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕						
(1) 中長期経営計画を令和2年12月に策定しました。次回の改定時には空白が生じないよう、計画の管理を行います。A						
(2)						
項目	内 容					
理事会における職務執行状況報告	ア 適切に対応するよう、役員に周知・徹底を行いました。 令和3年度においては、6月に開催した第1回理事会で1回目の報告を行い、2回目の報告は3月に開催する理事会にて行う予定です。来年度以降においても、第1回理事会、3月開催の理事会にて実施します。A					
理事等の変更登記	イ 法律に定める期間内の変更を行うよう、監査終了後、職員に周知・徹底を行いました。 令和3年度においては、6月に評議員会を開催した結果、登記の変更が必要となりましたので、適切に処理します。A					
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(3) 中長期経営計画は、令和2年12月に策定されました。次回の改定時には空白が生じないよう、計画期間を含めた計画の進捗管理を行うよう指導・助言等を行います。A						
(4) 団体の会計事務等において、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。 今後も適切な処理が行われるよう、引き続き、指導・助言等を行います。A						

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会
-----	-------	-----	------------------

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
貸借対照表	ア 指定正味財産合計のうち、基本財産への充当額の計上をしていなかった。 イ 固定負債として計上すべき長期未払金を流動負債の未払金に計上していた。
理事等の変更登記	ウ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
経理事務	エ 建物清掃委託において、変更契約等の手続きをせずに、契約書に定める契約金額より少ない金額を支払っていた。 オ 建物清掃委託において、契約書に定める額の確定の通知をしていなかった。 カ 建物清掃委託において、契約書に定める業務完了報告書の提出を受けていないものがあった。
個人情報の保護	キ 県からの受託事業において、契約書に定める個人情報を取り扱う場所及びその移送方法の報告をしていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内容
貸借対照表	ア 令和3年3月の理事会で報告のうえ、貸借対照表を訂正しました。[A] イ 長期未払金については、令和2年度決算から、会計基準に従い、固定負債に計上するよう是正しました。[A]
理事等の変更登記	ウ 指摘を受け、令和3年2月に理事等の変更登記を行いました。今後は、法律の規定に従い、2週間以内に変更登記を行います。[A]
経理事務	エ 契約内容を精査し、契約金額に変更がある場合は、変更契約等の手続きを行うよう、職員に周知・徹底しました。今後とも適正な事務処理に努めます。[A] オ 契約書に基づき、額の確定の通知を行うよう是正しました。今後とも適正な事務処理に努めます。[A] カ 指摘を受け、未報告の業務完了報告書の提出を受けました。令和3年度以降は、契約業者と協議のうえ、提出期限を定め、漏れなく業務完了報告書の提出を受けるよう是正しました。今後とも適正な事務処理に努めます。[A]
個人情報の保護	キ 契約書に基づき、個人情報を取り扱う場所及びその移送方法の報告を行うよう是正しました。今後とも適正な事務処理に努めます。[A]

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認するとともに、引き続き、指導、助言等を行います。[A]

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター
-----	-------	-----	---------------------

監査結果及び意見

(1) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は 7,843 千円の損失となり前年度から損失額は減少したもの、平成 23 年度から 9 期連続で赤字となっている。

このため、平成 29 年度から取り組んでいる収益性の高い海上保管等新たな増収策の実施や更なる経費節減を図るとともに、令和 3 年度に開催される三重とこわか国体（※）のセーリング競技の会場が津ヨットハーバーとなったことを機に新規利用者の獲得に努め、経営の改善に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	ア 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の金額に誤りがあった。
理事等の変更登記	イ 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
評議員会の招集	ウ 評議員会の招集の通知を、理事会の決議前に発出していた。
現金保管	エ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金を金庫内に保管していた。
経理事務	オ 請求書に誤った受付日を押印していた。 カ 購入先の選定や見積書の徵取において、契約規程の適用を誤っていた。
備品管理	キ 備品管理簿に誤った取得日を記載していた。

所管部局に対する意見

(3) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は前年度から損失額は減少したものの、平成 23 年度から 9 期連続で赤字となっていることから、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1) 令和 3 年度から新たに小型船舶操縦士免許取得の講習及び小型船舶操縦士免許の更新講習に関する業務を始め、収益確保に努めています。 [B 2]

(2)

項目	内 容
財務諸表	ア 令和 2 年度決算書から基本財産及び特定資産の財源等の内訳の金額を訂正しました。 [A]
理事等の変更登記	イ 令和 3 年度から法律に定める期間内に理事等の変更登記が完了するよう改めます。 [B 2]
評議員会の招集	ウ 令和 3 年度から評議員会の招集通知は、理事会の決議後に発出するように改めました。 [A]
現金保管	エ 令和 2 年度から夜間金庫用袋を増やし、手持現金の上限を超えないようにしました。 [A]
経理事務	オ 適正な事務処理が行われるよう、請求書の確認を徹底しました。 カ 適正な事務処理が行われるよう契約規程の遵守について職員に対して周

	知・徹底しました。[A]
備品管理	キ 備品管理簿の取得日を訂正しました。[A]

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター経営計画（平成 29 年度～平成 33 年度）が、令和 3 年度で最終年度となることから、団体では新たな経営計画の策定に向けて検討を行っています。県としては、中長期的な視点から経営改善に向けて具体的な目標を設定するなど新たな経営計画の策定にあたり必要な助言を行っていきます。[B 2]

(4) 団体の事務処理に関し、改善を要する項目について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。[B 1]

※ 三重とこわか国体について言及があるのは、「監査結果及び意見」が令和 3 年 3 月 8 日現在のためである。

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人三重県武道振興会			
補助金等名	①スポーツ団体等活性化補助金、②新三重武道館整備費補助金					
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。					
計算書類等の評議員会への提出	イ 理事会の承認を受ける前に、評議員会に計算書類等を提出していた。					
評議員会の招集	ウ 理事会の決議を受けずに評議員会を招集していた。					
資金運用	エ 三重県武道振興会資金運用基本方針に定める預金の限度額(一金融機関1千万円)を超えて運用していた。 オ 定款の別表と異なる基本財産の資金運用を行っていた。					
補助金等事務	カ 交付規則に定める状況報告書を提出していなかった。② キ 交付申請書に、交付要領に定める収支予算書を添付していなかった。① ク 実績報告書に、交付要領に定める収支計算書を添付していなかった。①					
経理事務	ケ 契約金額10万円以上の随意契約による物品購入に際して、財務規則に定める2人以上の者から見積書を提出していなかった。 コ 財務規則に定める支出予算の流用調書を作成していなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
(3) 補助金交付手続きにおいて、状況報告が行われていないことや交付申請書等に必要書類が添付されていないことを確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①、②						
(4) 実績報告書の提出について、交付要領と異なる期限を交付決定通知で定めていたので、交付要領との整合を図られたい。①						
講じた措置						
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕						
(1)						
項目	内 容					
理事等の変更登記	ア 令和3年3月26日付で選任された理事等について令和3年4月16日付で変更登記を行い、今後も法定期間内の変更登記に努めます。B2					
計算書類等の評議員会への提出	イ 令和3年3月26日理事会開催後評議員会を開催し、今後、定款に沿って理事会で計算書類等を承認後評議員会に提出するよう改めました。A					
評議員会の招集	ウ 令和3年3月26日理事会において令和3年度定期評議員会の招集を決議し、今後、定款に沿って理事会において評議員会の招集を決議するよう改めました。A					
資金運用	エ 資金運用基本方針に沿って一金融機関の1千万円を超えた預金を令和3年2月16日三金融機関に1千万円以下で分散し、預金しました。A オ 令和3年度財産目録に記載の基本財産の運用先を定款の別表に沿った運用に修正しました。A					
補助金等事務	カ 令和2年度から交付要領に定める状況報告書を提出することに改めまし					

	<p>た。 <input type="checkbox"/> A</p> <p>キ 令和 2 年度から交付申請書に、交付要領に定める収支予算書を添付するよう改めました。 <input type="checkbox"/> A</p> <p>ク 令和 2 年度から実績報告書に、交付要領に定める収支計算書を添付するよう改めました。 <input type="checkbox"/> A</p>
経理事務	<p>ケ 今後、契約金額 10 万円以上の随意契約による物品購入に際しては、財務規則に定める 2 人以上の者から見積書を提出させることとします。 <input type="checkbox"/> A</p> <p>コ 令和 2 年度から財務規則に定める支出予算の流用調書を作成することとしました。 <input type="checkbox"/> A</p>

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する項目について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。 B 1
- (3) 令和 2 年度から補助金交付要領に定める提出期限までに状況報告書を提出させており適正な事務処理を行っています。②
令和 2 年度から交付申請書等に不足している必要書類を徴収しました。今後も補助金交付要領に沿って適切な事務処理を行っていきます。① A
- (4) 令和 3 年度申請分から実績報告書の提出について、交付要領に沿った期限を交付決定通知で定め改善しました。① A

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

部局名	雇用経済部	団体名	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター										
監査結果及び意見													
<p>(1) 令和元年度の当期一般正味財産増減額は、前年度より 2,647 千円減少し、2,311 千円の赤字となつており、一般正味財産期末残高は、4,266 千円となつた。更に、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一般正味財産残高が枯渉する見込みとなつた。</p> <p>第五次中期経営計画（令和元年度～3 年度）に基づき四日市市が検討を進めている一般正味財産残高の枯渉に対する対応の方向性を踏まえ、今後の団体のあり方について、関係自治体等と早急に協議を進められたい。</p>													
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等の変更登記</td><td>ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないものがあつた。</td></tr> <tr> <td>財務諸表</td><td>イ 令和元年度に前年度の未収金（施設使用料）を回収したが、誤って現年度分の施設使用料収益として処理したため、貸借対照表及び正味財産増減計算書の金額に誤りがあつた。 ウ 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の記載が誤っていた。</td></tr> <tr> <td>未収金</td><td>エ 過年度の未収金があつた。</td></tr> <tr> <td>事業計画書等の提出</td><td>オ 事業計画書（案）及び収支予算書（案）の理事長への提出が遅延していた。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないものがあつた。	財務諸表	イ 令和元年度に前年度の未収金（施設使用料）を回収したが、誤って現年度分の施設使用料収益として処理したため、貸借対照表及び正味財産増減計算書の金額に誤りがあつた。 ウ 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の記載が誤っていた。	未収金	エ 過年度の未収金があつた。	事業計画書等の提出	オ 事業計画書（案）及び収支予算書（案）の理事長への提出が遅延していた。
項目	内 容												
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないものがあつた。												
財務諸表	イ 令和元年度に前年度の未収金（施設使用料）を回収したが、誤って現年度分の施設使用料収益として処理したため、貸借対照表及び正味財産増減計算書の金額に誤りがあつた。 ウ 「財務諸表に対する注記」において、基本財産及び特定資産の財源等の内訳の記載が誤っていた。												
未収金	エ 過年度の未収金があつた。												
事業計画書等の提出	オ 事業計画書（案）及び収支予算書（案）の理事長への提出が遅延していた。												
所管部局に対する意見													
<p>(3) 団体は、厳しい経営状況にあるため、四日市市が中心となって、今後のあり方についての検討を進めている。これまで果たしてきた北勢地域の地場産業振興という目的を十分に尊重したうえで、団体、関係自治体等とともに、団体のあり方について早急に具体的検討を行い、今後の方針について明確にされたい。</p>													
<p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>													
講じた措置													
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕													
<p>(1) 一般正味財産残高の枯渉に対する対応として、財団基本財産である出捐金を令和 2 年度は補正予算で 5,000 千円、令和 3 年度は当初予算で残り出捐金全額（17,030 千円）を取り崩すことを令和 2 年度末に開催した理事会、評議員会で承認を得ました。そして、四日市市との財団のあり方検討の結果、令和 3 年 3 月 27 日開催の評議員会において、「財団の目指す目的を達成するためには、令和 3 年度末をもって財団を解散し、公益認定基準の制約がなく総合的に施策が推進できる地方自治体へ財産を処分し運営するのがもっとも望ましい」として、四日市市へ財産を譲渡して運営を引き継ぐための定款の変更及び財産の処分の議案の承認を得ました。なお、四日市市からは、財団解散後も当面の間、現状の名品館機能と貸館機能は維持しつつ、地場産業や産業の拠点施設を中心とした活用策を検討していくとの意向が示されました。A</p>													
(2)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等の変更登記</td><td>ア 令和 3 年 4 月 15 日付けの評議員・理事の変更については、法律に定める期間内（2 週間以内）である 4 月 23 日に変更登記をしました。今後も法の遵守に努めます。A</td></tr> </tbody> </table>				項目	内 容	理事等の変更登記	ア 令和 3 年 4 月 15 日付けの評議員・理事の変更については、法律に定める期間内（2 週間以内）である 4 月 23 日に変更登記をしました。今後も法の遵守に努めます。A						
項目	内 容												
理事等の変更登記	ア 令和 3 年 4 月 15 日付けの評議員・理事の変更については、法律に定める期間内（2 週間以内）である 4 月 23 日に変更登記をしました。今後も法の遵守に努めます。A												

財務諸表	イ 令和 3 年 3 月 31 日に誤った未収金処理を修正しました。今後は適正な決算処理に努めます。[A] ウ 令和 2 年度決算においては、適正に処理しました。今後は適正な決算処理に努めます。[A]
未収金	エ 該当する未収金は 2 階軽食堂の平成 30 年 3 月分の業務委託に伴う収入です。現在、建物明渡請求事件として裁判中であり、退去を進めるとともに、未収金の回収に努めます。[B 2]
事業計画書等の提出	オ 令和 3 年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）については、当財団会計規程に定める期間内（令和 3 年 2 月末まで）である令和 3 年 2 月 9 日に理事長へ提出しました。今後も規程の遵守に努めます。[A]

「所管部局に対する意見」について講じた措置】

- (3) 令和 3 年 3 月 27 日開催の評議員会において、令和 3 年度末をもって財団を解散し、四日市市が財団の土地・建物を無償で譲り受け、市の直営施設として運営していくことが決定されました。今後も引き続き、解散に関する各種手続きについて、必要な支援や協議を行います。[A]
- (4) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。[B 1]

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	農林水産部	団体名	みえ中央市場マネジメント株式会社
公の施設名	三重県地方卸売市場		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
経理事務	ア 委託契約において、随意契約理由を明確にしていなかった。 イ 物品の購入において、見積書を証拠書類として保存していなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
経理事務	ア 随意契約の規定の適切な運用を社員に周知・徹底を図るとともに、契約時に社内で規定に基づき、適切な事務処理の手続きが行われているかチェックすることとしました。A イ 徴収した見積書を支出伝票等の関連書類とともに、適切にファイルし保管することとしました。今後は、適切な事務処理に努めます。A

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 改善を要する事項について、適切に事務処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて指導、助言等を行います。A

部局名	県土整備部	団体名	株式会社名阪造園
公の施設名	県営都市公園北勢中央公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			

項目	内容
備品管理	ア 基本協定書に定める管理備品増減報告書を提出していなかった。
管理文書	イ 文書整理保存要領に定める目録を作成していなかった。

所管部局に対する意見
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置	
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]	
(1)	
項目	内容
備品管理	ア 令和元年度分の管理備品増減報告書を作成し、提出しました。 A
管理文書	イ 文書整理保存要領に定める目録を作成しました。 A
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕	
(2) 団体の会計事務等における改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。今後も、適正な事務処理が行われるよう定期的に状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。 A	

部局名	県土整備部	団体名	三重県南勢地区管理事業共同体
公の施設名	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅【南勢ブロック・東紀州ブロック】		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
定款変更の届出	ア 基本協定書に定める定款変更の届出をしていなかった。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内容
定款変更の届出	ア 定款変更の届出を、指摘後速やかに提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。A

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。A

部局名	教育委員会	団体名	公益財団法人三重県スポーツ協会
公の施設名	三重県立鈴鹿青少年センター		
補助金等名	スポーツ団体等活性化補助金		
監査結果及び意見			
<p>(1) 基本協定書に定める成果目標について、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、2項目すべてが未達成となっているので、「三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン」に基づき、適切な感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しながら、引き続き、学校や競技団体等に対し利用促進の働きかけ等を行うことにより、目標の達成に向けて努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 基本協定書に定める成果目標がすべて未達成なので、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しながら、目標の達成に向けて、指導、助言等を行われたい。</p>			
講じた措置			
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置や新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた三重県指針等による利用団体の自粛のため、令和2年度と3年度の利用状況は元年度より悪化していますが、この期間を通じて、宿泊研修の利用を取りやめる学校の日程変更や日帰り利用への変更に柔軟に対応できるよう所定の休業日を開業日に変更して、キャンセルにならないよう受け入れています。また、日帰り研修に変更する学校に対応した研修メニューを提供しています。</p> <p>宿泊や飲食を伴う主催事業の実施が難しいため、令和2年度に、「子ども木工教室」や「親子クイズ&ゲームラリー」といった、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮した日帰りの主催事業を実施しました。</p> <p>令和3年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会の選手団（※）の配宿についても、学校の宿泊研修の時期と重なりますが受け入れ可能な競技団体について情報収集しています。</p> <p>引き続き、「三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン」や上記の指針に沿って、県内外の感染状況に配慮しながら、学校や団体等に対して利用促進活動を行っていきます。</p>			
B 2			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続している状況ですが、引き続き、感染防止対策を徹底しながら、施設の利用促進に向けて、学校や団体等に対して働きかけを行い、成果目標の達成に努めるよう指導を行っていきます。</p> B 2			

* 三重とこわか国体・三重とこわか大会について言及があるのは、「講じた措置」が令和3年6月30日現在のためである。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	農林水産部	団体名	株式会社アグリッド
補助金等名	園芸特産物生産振興対策事業費補助金（H30 繰越分）		
補助対象名	アグリッド大安農場		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	<p>ア 平成 30 年度（繰越分）の補助金実績報告書の事業目的欄に、誤って令和元年度の内容を記載していた。</p> <p>イ 国の取扱通知に基づく管理規程を作成していなかった。</p>

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

- (3) 実績報告において、事業目的欄の一部に記載誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内 容
補助金等事務	<p>ア 補助金実績報告書を正しい記載に修正するとともに確認体制の見直しを図りました。今後も引き続き、確認体制を強化し、誤りのないよう適切に処理します。 [A]</p> <p>イ 国の取扱通知に基づき、管理規程を作成しました。 [A]</p>

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (2) 団体の会計事務等に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な会計事務等が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。 [A]

- (3) 今後は、実績報告等の提出書類の内容について、記載誤りがないかを十分に確認し、適正な事務処理を行います。 [A]

部局名	雇用経済部	団体名	一般社団法人三重県トラック協会				
補助金等名	運輸事業振興助成交付金						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td><td>ア 交付要領で定める軽微な変更の範囲を超える経費の配分の変更について、変更承認申請書を提出していなかった。</td></tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 交付要領で定める軽微な変更の範囲を超える経費の配分の変更について、変更承認申請書を提出していなかった。
項目	内容						
補助金等事務	ア 交付要領で定める軽微な変更の範囲を超える経費の配分の変更について、変更承認申請書を提出していなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 実績報告を受けた際、変更承認申請が必要であることを確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。							
講じた措置							
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td><td>ア 経費の配分について交付要領で定める軽微な変更の範囲を超えていないか確認を行い、令和2年度においては、変更承認申請を提出しました。今後も交付要領に基づき、適切に処理します。A</td></tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 経費の配分について交付要領で定める軽微な変更の範囲を超えていないか確認を行い、令和2年度においては、変更承認申請を提出しました。今後も交付要領に基づき、適切に処理します。A
項目	内容						
補助金等事務	ア 経費の配分について交付要領で定める軽微な変更の範囲を超えていないか確認を行い、令和2年度においては、変更承認申請を提出しました。今後も交付要領に基づき、適切に処理します。A						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕							
(2) 団体の会計事務等に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、指導、助言を行います。A							
(3) 実績報告を受けた際、変更承認申請が必要であるか確認を行いました。今後も適正な事務処理を行います。A							